

安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	スーパークロン LL (12%次亜塩素酸ナトリウム)
会社名	:	株式会社 ライフ
住所	:	滋賀県米原市高溝 236 番地の 8
担当部門	:	ケミカル事業部
電話番号	:	0749-52-5591
FAX番号	:	0749-52-2519
緊急連絡先の電話番号	:	株式会社ライフ TEL 0749-52-5591

## 2. 危険有害性の要約

## 【GHS分類】

## 物理化学的危険性

火薬類	:	分類対象外
可燃性・引火性ガス	:	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	:	分類対象外
支燃性：酸化性ガス	:	分類対象外
高圧ガス	:	分類対象外
引火性液体	:	区分対象外
可燃性固体	:	分類対象外
自己反応性物質および混合物	:	分類対象外
自然発火性液体	:	区分対象外
自然発火性固体	:	分類対象外
自己発熱性物質及び混合物	:	区分対象外
水反応可燃性化学品	:	分類対象外
酸化性液体	:	分類できない
酸化性固体	:	分類対象外
有機過酸化物	:	分類対象外
金属腐食性物質	:	区分 1

## 健康有害性

急性毒性（経口）	:	区分対象外
急性毒性（経皮）	:	区分対象外
急性毒性（吸入：気体）	:	分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	:	分類できない
急性毒性（吸入：粉塵・ミスト）	:	分類対象外
皮膚腐食性・刺激性	:	区分 1
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	:	区分 1
呼吸器感作性	:	分類できない
皮膚感作性	:	分類できない
生殖細胞変異原性	:	区分対象外
発がん性	:	区分対象外
生殖毒性	:	区分対象外
標的臓器・全身毒性（単回暴露）	:	区分 2（消化器系） 区分 3（気道刺激性）
標的臓器・全身毒性（反復暴露）	:	分類できない
吸引性呼吸器有害性	:	分類できない

## 環境有害性

水生環境急性有害性	:	区分 1
水生環境慢性有害性	:	区分 1

【GHSラベル要素】 絵表示またはシンボル



注意喚起語 : 危険  
 危険有害性情報 : 金属腐食のおそれ  
 : 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
 : 重篤な眼の損傷  
 : 臓器の障害のおそれ (消化器系)  
 : 水生生物に非常に強い毒性  
 : 長期間継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- : 取扱い後はよく手を洗うこと。
- : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- : 環境への放出を避けること。
- : 粉塵又はミストを吸入しないこと。
- : 他の容器に移し替えないこと
- : 屋外又は換気のよい場所でのみ使用すること。

【対応】

- : 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
- : 皮膚 (又は毛髪) に付着した場合: 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。汚染した衣類は、再使用する場合には洗濯すること。
- : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に取り外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- : 吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : 漏出物を回収すること。

【保管】

- : 施錠して保管すること。
- : 耐腐食性の容器に保管すること。

【廃棄】

- : 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理委託すること

GHS分類に該当しない他の危険有害性

製品使用前に取扱い説明書を入手し、すべての内容を理解するまで取扱わない。酸との接触による分解により発生する塩素ガスによる急性毒性

- : 腐食性があり、酸性溶液との混合で塩素ガスを遊離して皮膚、粘膜を刺激する。
  - : 眼に入った場合は激しい痛みを感じ、すぐに洗い流さないと角膜が侵される。手当てが遅れたり、処置が適切でないと視力が下がったり、失明する可能性がある。
  - : 長期にわたって皮膚に接触すると刺激により皮膚炎、湿疹を起こす。
  - : 次亜塩素酸ナトリウム液のミストを吸入すると気道粘膜を刺激し、しわがれ声、咽頭部の灼熱感、疼痛、激しい咳、肺浮腫を生ずる。誤って飲み込んだ場合、口腔、食道、胃部の灼熱、疼痛、まれに食道、胃に穿孔を生ずることがある。
- 河川等に多量に流れ込むと生態系に影響を与える。

重要な徴候 : 金属類、天然繊維類のほとんどのものを腐食する。  
日光、特に紫外線により分解が促進される。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	混合物（水溶液）	
化学名または一般名	次亜塩素酸ナトリウム	水
別名	次亜塩素酸ソーダ	ない
濃度又は濃度範囲	有効塩素濃度 12%以上	
化学式又は構造式	NaClO	H <sub>2</sub> O
官報公示整理番号	1-237	該当しない
CAS 番号	7681-52-9	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合 : 分解して発生した塩素ガスを吸入した場合は、被災者を直ちに新鮮な空気の所に移動させ、次のような処置をする。

- 1) 咳がでる程度の時は、新鮮な空気の風通しのよい場所で身体を楽にして休息させる。
- 2) 塩素ガスで眼を痛めた時は、直ちに水道水で少なくとも15分間以上洗眼し、医師の診断を受ける。
- 3) 重症の場合は、直ちに医師の診断を受け、その指示に従う。

皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、多量の水で洗い流す。異常のある場合は、医師の手当てを受ける。

眼に入った場合 : 直ちに多量の水で15分以上洗い流し（瞼の隅々まで）、速やかに医師の手当てを受ける。この場合、清浄な微温湯が容易に得られる場合は疼痛を軽減する点で冷却洗浄よりも効果がある。

飲み込んだ場合 : 万一、飲み込んだ場合は、直ちに口の中を水で洗浄し、無理に吐かせないで、速やかに医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤 : 大量の水による

使ってはならない消化剤 : 酸との接触により有害な塩素ガスを発生するので、炭酸ガス、酸性の粉末消火剤は避ける。

特有の危険有害性 : 加熱や年少により分解し、有毒で腐食性の塩素ガスを生じる。

特有の消火方法 : 周辺火災の処置は次による。

- 1) 容器を安全な場所へ移動する。
- 2) 移動不可能な場合は、容器及び周辺に注水して冷却する。

消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、ゴム製防護衣、ゴム製保護手袋、ゴーグル型保護メガネ、ゴム長靴、空気呼吸器など適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : きわめて腐食性が強いので、必ず保護具を着用する。

保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項 : 多量に漏れた場合は、河川等に排出されないように、回収、詰め替え、還元分解などの措置を講じる

- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 土砂等で流出防止用の堤防を作り、空容器に回収するか又は土砂等に吸収させてから容器を回収する。できるだけ取り除いた後、漏出した場所は、大量の水で洗い流す。必要なら亜硫酸ナトリウムを用いて分解してから多量の水で洗い流す。この場合濃厚な廃液が下水溝、河川等へ流入しないよう注意する。
- 二次災害の防止策 : 酸との混合は有毒なガスを発生するので行ってはならない。
- : 周辺地域の住民に直ちに警告し、危険地域から避難させる。
- : 周囲住民、交通機関等に影響を及ぼす可能性のある場合は、関係官庁及び当社の緊急連絡先へ通報する。
- : 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い 技術的対策 : 局所排気及び全体排気設備を設ける。
- : 保護具を着用し、眼、皮膚への接触を避ける。
- 注意事項 : 屋外又は換気の良い区域のみで取扱うこと。
- : 「2. 危険有害性情報」を熟知し、人体との接触を避けること。
- : 可燃物、アセチレン、エチレン、水素、アンモニア、微細金属との接触禁止。
- : 作業中に温度が上昇したり、重金属類の混入があると分解し酸素ガスを発生する。
- : 酸と接触したり、pHが低下すると塩素ガスの発生が起きるので注意が必要である。
- 保管 : 安全な保管条件 :
- \* 直射日光を避け、品質（有効塩素）維持のため、20°C以下に保ち貯蔵するのが望ましい。
  - \* 重金属類（コバルト、ニッケル、クロム、銅、鉄など）が存在するとそれらが触媒となり、分解を促進するため、貯蔵する容器内にこれらの重金属類が混入しないようにする。
  - \* 貯槽は樹脂製又は鉄板製のタンクの内面に耐食性材料をライニング又はコーティングしたもの、あるいは耐食性材料で製作したものを使用する。腐食性が強いので鉄製のものは使用できない。チタンあるいは硬質塩化ビニルなどの樹脂系のものがよい。ゴム製のものには膨潤するものもあるので注意を要する。
  - \* 貯槽への受入配管は、他の配管と区別し、次亜塩素酸ナトリウム用受入口には、見易い個所に品名を表示する。
    - \* 「10. 安全性及び反応性」を参照し、混触危険物質との接触を禁止する。
  - \* 酸、金属類、可燃物等から離して保管する。
- 安全な容器包装材料 :
- \* 金属類、天然繊維の多くを侵す。
  - \* 腐食性があるので鉄製の容器は使用しない。
  - \* 塩ビ、ポリエチレン、チタン、PTFE等を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 局所排気及び全体排気設備を設ける。
- : この物質を貯蔵および取り扱う作業場の近くに手洗い、洗眼器安全シャワーを設置しその位置を明確に表示する。

管理濃度	: 設定されていない。
許容濃度	:
	* A C G I H ( 2 0 1 2 年版)
	設定されていない。
	* 日本産業衛生学会勧告値 ( 2 0 1 1 年版)
	設定されていない。

保護具:作業に応じて下記の中から必要な保護具を着用する。

- \*呼吸器の保護具 :ハロゲンガス用防毒マスク、空気呼吸器
- \*手の保護具 :保護手袋 (ゴム製)
- \*眼の保護具 :安全ゴーグル、顔面シールド
- \*皮膚及び身体の保護具 :不浸透性保護衣、ゴム長靴、ゴム前掛

9. 物理的及び化学的性質

外観 (形状、色など)	: 橙黄色の液体、淡緑黄色の透明な液体
臭い	: 塩素臭
融点・凝固点	: なし
沸点	: データなし
蒸気圧	: データなし
比重	: 1.15 (12.28 重量% : 20°C)
溶解性	: 水に可溶

10. 安定性及び反応性

安定性	: 空気、熱、光、金属などに極めて不安定で、放置すると徐々に分解し有効塩素を失う。
危険有害反応可能性	: 自己反応性、爆発性なし
避けるべき条件	: 腐食性があるので鉄製の容器は使用しない。
混触危険物質	: アミン類やアンモニアと反応して有害で爆発性の三塩化窒素を発生する。 酸との接触や pH の低下により塩素ガスを発生する。
危険有害な分解生成物	: 酸との混合により塩素ガスが発生する。

11. 有害性情報

皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (区分 1) 腐食性があり、皮膚、眼、粘膜を激しく刺激する。 ミストを吸入すると気道粘膜を刺激し、しわがれ声、咽頭部の灼熱感、疼痛、激しい咳、肺浮腫を生ずる。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 重篤な眼の損傷 (区分 1) 原液 0.1ml を雄ウサギに点眼すると、血液様分泌物の流出、角膜の泥濁、及び結膜・瞬膜の軽度な発赤並びに腫脹などが認められる。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: CAS 番号:7681-52-9 が 10% $\geq$ 10%のため、区分 2 (消化器系) に該当。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 (急性)	: 水生生物に非常に強い毒性 (区分 1) 水生生物に有毒で、LC50/96 時間は、ファッドヘッドミノー (魚類) に対し 5.9mg/L、グラスシュリンプ (甲殻類) に対し 52.0mg/L。
水生環境有害性 (長期間)	: 長期間継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (区分 1)
残留性・分解性	: 分解性あり

生体蓄積性 : データなし  
 土壌中の移動性 : データなし

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃液及びマッドはそのまま廃棄すると土地、河川を汚染して農作物、魚介類に影で、そのまま廃棄してはならない。  
 都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に処理委託すること。

汚染容器及び包装 : 空容器を処分する時は、内容物を完全に除去した後に、各自治体の指定する方法で処理する。

## 1 4. 輸送上の注意

「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を参照すること。

国連番号 : 国連番号 :  
 1791  
 品名 :  
 次亜塩素酸塩（水溶液）

国連分類 : クラス 8（腐食性物質）  
 容器等級 :  
 容器等級 3（次亜塩素酸塩、水溶液、有効塩素の含有率が5質量%を超え16質量%未満のもの）

輸送時の安全対策及び条件 : \* 腐食性が強いので、運搬容器及び移液設備（配管、弁、ポンプなど）は耐食性のあるものを使用する。  
 \* 分解しやすいので、遠距離輸送はなるべく避けた方がよい。  
 \* 直接日光下の輸送は、温度上昇によって分解が促進されるので好ましくない。  
 \* 酸と接触すると分解して塩素ガスを放出するので、小型容器詰めのものとの混載は避ける。  
 \* 専用容器を他の物質と共同してはならない。  
 \* 小型容器で輸送する場合、栓（ガス抜き栓）の部分を上にして積載する。  
 \* 容器の破損、腐食、漏洩等、異常の無いことを確認して積み込み、荷崩れに防止を確実に行う。  
 \* 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
 \* 重量物を上乗せしない。  
 \* 輸送車両、船舶に備えるべき防災機材のほか防毒マスク等の保護具、災害防止薬剤を積載すると共に、表示、警戒票等を点検、確認する。  
 \* 移送時にイエローカードの保持が必要。

緊急時応急措置指針番号 : 154

## 1 5. 適用法令

(1) 外国為替及び外国貿易管理法 : 輸出貿易管理令別表第1の16の項

(2) 水質汚濁防止法 : 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）【11 次亜塩素酸ナトリウム】

(3) 海洋汚染防止法 : 政令別表第1 有害性物質 Y類物質（濃度15質量%以下）

(4) 船舶安全法 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第2, 3条危険物告示別表第1 腐食性物質

(5) 港則法 : 施行規則第12条 危険物（腐食性物質）

(6) 航空法 : 施行規則第194条告示別表第1 腐食性物質

(7) 食品衛生法 : 食品添加物

---

## 16. その他の情報

### 「記載内容の取扱い」

記載内容は、現時点で入手出来た資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新たな知見によって改定されることがあります。記載データや評価に関しては、情報の提供であって、どのような保証をするものでもありません。なお、注意事項は通常の見取り図を対象としたものですから、特別な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上、お取扱いください。